

東京成徳大学ハラスメント防止等に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、東京成徳大学（以下「本学」という。）において、すべての構成員が個人として尊重され、それぞれの能力を発揮し得る環境、学生においてはよき学びを保証される環境を維持するために、本学におけるハラスメントの防止とその対応などについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象範囲)

第2条 この規程は、本学に勤務または在籍するすべての者（以下「教職員及び学生等」という。）を対象とする。

第2章 ハラスメントの定義

(定義)

第3条 この規程でハラスメントとは、教職員及び学生等が他の教職員及び学生等に不快や不利益を与え、人権を侵害する次の行為をいう。

(1) セクシュアルハラスメント

相手やその周辺者に不快や不利益を与える、性的な性質の不適切な言動（メールや Web 上の発信等も含む。以下同じ。）

(2) アカデミックハラスメント

教育研究上の力関係または優越的地位を利用して、教育研究上または就学上の利益や権利を侵害する不適切な言動

(3) パワーハラスメント

優越的地位や職業上の地位に基づき、就業上の利益や権利を侵害する不適切な言動

(4) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関して、就業上の利益や権利を侵害する不適切な言動

(5) その他のハラスメント

上記各号に類する利益や権利を侵害する不適切な言動

第3章 責 務

(教職員及び学生等の責務)

第4条 教職員及び学生等は、この規程に従い、ハラスメントをしてはならない。

(学長の責務)

第5条 東京成徳大学長（以下「学長」という。）は、ハラスメントの防止等を図るため、本学の教職員及び学生等に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

- 2 学長は本学におけるハラスメント防止等について統括し、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合は必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 3 学長は、ハラスメントの申出、当該申出に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員及び学生等が、そのことをもって不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

第4章 ハラスメント防止委員会およびハラスメント調査委員会

(ハラスメント防止委員会)

第6条 本学におけるハラスメントの防止と対応のために、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

- 2 防止委員会の運用細則については別に定める。

(ハラスメント調査委員会)

第7条 本学におけるハラスメントの事実調査及び救済措置などを検討するため、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

- 2 調査委員会の運用細則については別に定める。

第5章 ハラスメント相談

(相談窓口の設置)

第8条 学長は、ハラスメントに関する相談とその対応のため、ハラスメント相談窓口を、全学または各学部に設置する。

- 2 ハラスメント相談窓口に関する必要な事項は別に定める。

第6章 守秘義務および不利益取り扱いの禁止

(守秘義務)

第9条 各委員、相談員、相談窓口及び事務担当者は、任期中はもとより、退任後においても、職務上知り得たことを正当な理由なく他に漏洩したり、私事に利用してはならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第10条 教職員及び学生等は、ハラスメントにかかる相談及び調査への協力、その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対して、不利益となる取り扱いをしてはならない。

第7章 細則

第11条 この規程の改廃は、各学部教授会及び研究科委員会、並びに大学運営委員会の意見を聴いて、理事長が行う。

- 2 この規程にかかる庶務は、事務局総務課が行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。